

民間開発誘導事務取扱要領に基づく取扱基準

令和3年11月1日制定

令和6年4月1日改正

1 趣旨

この取扱基準は、民間開発誘導事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）に掲げる事業の実施について必要な事項を定める。

2 環境に配慮した設備について

取扱要領第2条「防災及び環境に配慮した設備等を備えるもの」に規定する項目について、次の要件を満たすものとする。

番号	項目	要件
1	駐車スペースへの電気自動車用充電設備の設置	適切な基数とは、駐車区画数に対して5%以上とすること。
2	宅配ボックスの設置	—
3	太陽光発電システム及び蓄電池の設置	—
4	太陽光発電システム及び電気自動車用充放電設備の設置	—
5	マンション向け家庭用燃料電池コージェネレーションシステム等の設置	停電時でも電力供給が可能な自立運転機能を有していること。

※給湯設備、発電設備などが、低周波を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす恐れがあります。これらの機器を設置する際には、周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。

附則

- 1 この取扱基準は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 この取扱基準は、令和6年4月1日から施行する。